

# 民生福祉常任委員会記録

令和5年12月11日

【開催日】 令和5年12月11日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時10分～午後3時55分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

市民部次長兼生活安全課長	石田恵子		
市民課長	吉村匡史	市民課課長補佐	佐藤善寛
市民課戸籍係長	丸田佳代子		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
保険年金課長	亀崎芳江	保険年金課課長補佐	伊藤佳和子
保険年金課主査兼国保係長	鈴木一史	保険年金課国保係主任	大元尊仁

【事務局出席者】

局長	中村潤之介	議事係主任	岡田靖仁
----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第94号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第95号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第93号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について

---

午後2時10分 開会

---

奥良秀委員長 ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査日程は、お手元のタブレット中にあるとおりに進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。初めに、議案第94号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

吉村市民課長 議案94号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。このたびの改正は、戸籍法の一部改正が令和6年3月1日から施行することに伴い、本市で行う戸籍謄本等の交付事務で徴収する手数料及び語句の変更等、所要の改正を行うものです。主な改正は、戸籍謄本等の交付事務において、本籍地以外の市区町村で戸籍謄等の交付事務が可能なること、また、戸籍と除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、届出等情報内容証明書の交付等が可能となることによるもので、変更箇所が多岐にわたることから、別表第4を改正しています。なお、戸籍謄本等の交付事務の手数は、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例で定めなければならないとありますので、全国的に統一した金額にしています。また、戸籍電子証明書提供用識別符号と除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されました。この業務は戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付が省略できるものです。例えば、パスポートの発給申請において、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用認識番号を申請先の行政機関に提示することにより、戸籍電子証明書で戸籍確認することができるようになります。これにより、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続きが完結できるようになります。運用は、申請先機関の整備が整ってからになりますが、戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務は1件につき700円を追加しています。その他、取扱いにより改正した手数料はございません。施行日は、法律と同日の令和6年3月1日です。説明は以上です。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 よく分からない言葉が出てきました。認識符号とは何ですか。

吉村市民課長 戸籍を数字で羅列した番号になります。

山田伸幸委員 それは個人に振られた番号ですか。それとも発行のために必要な番号として、臨時に発行される番号なんですか。

佐藤市民課課長補佐 戸籍と除籍の電子証明書提供用識別符号とは、主にオンライン申請のときに用いるものです。例えば、今後パスポートなどを新規に取得するときには、今まではオンラインではできず、窓口申請書を提出していただく形であったものが、オンラインでできるようになります。そのときに戸籍情報を添付しなければならないとなっていますので、マイナポータルから自分のデータ識別符号をダウンロードして、それをパスポートの申請のときに添付して、オンラインで送るというものになります。これが番号法で規定されている照会用の識別符号です。そのとき限りの照会用の識別符号を送って、受け取った行政機関がその識別符号を基に戸籍の情報を照会するためのものです。以上から、そのとき限りのものと認識しております。

山田伸幸委員 最初にマイナポータルから符号を取得しなくてはならないと。マイナポータルの手続は全て自分のパソコンから行えるということですね。

佐藤市民課課長補佐 御自身でダウンロードして、そのファイルを添付して送る形になります。今回の手数料条例の改正では、もし窓口で発行した場合には手数料を取るが、御自身でダウンロードして使われる分には手数料は徴収しないという形になっております。

山田伸幸委員 マイナポータルのお話ですから、マイナンバーカードが必要になってくるということでしょうか。

佐藤市民課課長補佐 マイナポータルにログインする際にはマイナンバーカードを用いてログインします。

奥良秀委員長 その他委員の質疑はありますか。手が上がらないので私から質疑させていただきます。この条例改正は議員が見てもなかなか難しいです。今言われたとおり、手数料を無料にするためには、マイナポータルから自分で探していかないといけないと思うんですが、今後、市民に向けて分かりやすく通知するお考えはありますか。多分、市民は分からないと思います。

吉村市民課長 このたびの条例改正で、戸籍の広域化が始まります。戸籍の広域化とは、今まで戸籍を置いているところではしか戸籍を取得することができませんでした。この広域化に伴って、居住地や戸籍を置いていないところでも、申請すれば戸籍が取れるようになるということで、こちらは広報紙等でPRしていく予定にしております。

奥良秀委員長 戸籍の広域化がいつから始まるのかは、もう決まっているのでしょうか。

吉村市民課長 施行日と同日の令和6年3月1日からとなっております。

山田伸幸委員 マイナンバーカードは必要なくて、マイナンバーが分かりさえすれば申請できるのでしょうか。

吉村市民課長 戸籍の広域化については、マイナンバーは必要ございません。御本人であることの確認が必要ですので、窓口に来られないと絶対にお渡しできません。窓口で本人確認をさせていただきます。それと郵送や

代理人による申請はできません。また、本人確認のためにマイナンバーカードには顔写真がついているので、それでも確認できるんですが、免許証等で確認させていただきます。そういう場合に限って広域交付をするということになります。

山田伸幸委員 先ほどの説明では、マイナポータルに入って云々がありました。マイナンバーカードがなかったら入れないんですか。マイナンバーが分かっていたら入れるんじゃないですか。

吉村市民課長 先ほど言いました付番は窓口でもお渡しできます。窓口に来られなくても、マイナンバーカードとアプリを使えば番号を取得することができるようになります。マイナンバーカードがなければ、必ずお渡しできないというものではございません。

山田伸幸委員 自分で認識番号を取得できれば、自分で戸籍謄本を発行できるんですか。例えば、どこか出張先でも取得できるようにするための手続ではないんですか。

吉村市民課長 今回の条例改正の主なもの、まず広域交付、それと電子証明書による付番の取得、それと証明書の交付があって、それぞれ別々で考えていただければと思います。今言われた付番については、国が例として示しているのは、パスポートの申請時に符号を添付すれば、わざわざ市役所に来て戸籍謄本等を取ってから申請に行かなくても大丈夫だということです。広域交付とはまた違うものになります。

古豊和恵委員 符号は一度取ったら、それがずっと使えますか。また次に使うときには新しい符号に変わるわけですか。

吉村市民課長 異動などで情報が変わっているかもしれませんので、有効期限があります。期限内は有効ですが、それが過ぎれば再度取っていただく

ことになります。

古豊和恵委員 ずっと異動がなければ、その間はずっと有効であるということではないんですか。

吉村市民課長 異動にかかわらず有効期限があります。有効期限を過ぎた場合には新たに取っていただくことになります。

山田伸幸委員 有効期限とはどのように指定されているのでしょうか。

吉村市民課長 申請を受けるところで、発行から3か月とか、発行から6か月とかあると思います。その期間が有効期限になると思います。

山田伸幸委員 3か月なんですか。6か月なんですか。それまだはっきりしてないんですか。

吉村市民課長 パスポートは発行から6か月だったと思います。

奥良秀委員長 今3か月と言われたものは、どういったものがあるのでしょうか。

吉村市民課長 今回提示されているのはパスポートだけなので、パスポートであれば6か月ということになります。3か月というのは例です。相手方が発行から何か月以内のものが有効と定めたら、その定めたものが有効期限ということで、例として挙げさせていただきました。

山田伸幸委員 では山陽小野田市は何か月なんですか。山陽小野田市が相手方になる場合もあるわけですね。戸籍謄本を発行するわけでしょう。

佐藤市民課課長補佐 山陽小野田市が受け取る場合についても、手続ごとで違

っております、一概に何か月とは言えません。

山田伸幸委員 最初の説明では、戸籍謄本の広域発行という認識だったんですけど、いつのまにかそれが変わってきているんです。戸籍謄本の発行以外でこの認識符号が必要になるんですか。

佐藤市民課課長補佐 識別符号は戸籍の情報についてのみです。ほかのものはありません。

前田浩司委員 広域化の話で、今パスポートの話が出ています。それ以外にこういったものを使うケースはあるんですか。

吉村市民課長 国から示されているのは、パスポートの発行申請のみなので、私どももほかに何に使われるのかは分かりません。その辺は今後国が示すのかなと思っております。今回、手数料条例を改正しているのは、国が定めた業務に対して標準的な手数料を定めるということですので、そういう業務が発生したときには、今回でしたら、750円、700円、450円、400円という手数料を頂くと、手数料徴収条例の中で定めています。

山田伸幸委員 認識符号を発行したときに手数料が必要になるんですか。それとも、それを使って、戸籍謄本を発行したときに必要になるんですか。

吉村市民課長 符号を山陽小野田市で取られた場合には、手数料として700円もしくは400円が必要になります。

山田伸幸委員 ですから、それをマイナポータルで取得した場合は無料だということですね。となると、よそから来られた人が山陽小野田市の窓口で戸籍謄本を請求されたら、その場合は通常の手数料となるんでしょうか。



吉村市民課長 山陽小野田市で戸籍謄本を取られたら、750円なり450円なりがかかります。符号と謄本は全く別のものと捉えていただいたほうがよろしいと思います。符号は、今、国が示しているのは、あくまでもパスポートで利用する場合のみです。多分、パスポートについては外務省が受入れの準備をしていくと思います。法務省の関係で、令和6年3月1日から広域交付は行うんですが、パスポートのほうの運用は、その1年後である令和7年度ぐらいになるんじゃないかと言われております。

吉永美子委員 これまでは、戸籍謄本を取りたいときは、その市町に行って発行してもらうか、もしくは郵便でやり取りしていました。私も過去にやったのですごくよく分かるんです。選挙のときに必要なので、戸籍を置いているところに行きましたから。今は山陽小野田市に異動したのですごく楽になりました。しかし、今後は本籍地でなくても取得できるので、市民の利便性が上がると。ただし、新たな事務を行わないといけないと。そう考えると、事務の煩雑さは心配するほどではないのでしょうか。

吉村市民課長 広域化に伴って事務が煩雑化することを踏まえて、国が試行期間を設けておりまして、今も試行しているところでございます。施行日である3月1日以降は通常窓口でお出しできるんですけども、今は内部で通常の業務に加えて電子で行う参考業務を行っており、ミスが起こらないように練習しているところでございます。

吉永美子委員 やはり試行期間を置くということは、それだけやらないといけないことが増えてきてしまうということですね。日頃いろいろなことをされている市民課においては、人数を増やさないと厳しいなど、その点は心配しなくてもいい状況でしょうか。

吉村市民課長 広域化によって他市等に戸籍がある方が、山陽小野田市で戸籍を取れることとなります。しかし、逆に山陽小野田市に戸籍がある方が

よそでも取れることになります。そのため、業務的には新たなものが入ってくるので負担にはなるんですけども、作業の量的には変わらないんじゃないかと思っています。

山田伸幸委員 除籍謄本は広域交付に当てはまるということですか。

吉村市民課長 除籍もお出しします。ただし、出せないものもあります。それが紙戸籍です。紙戸籍とは、独特の漢字を使っているので印字できない特別な戸籍です。この方については広域交付できないこととなります。数はあまり多くありません。

古豊和恵委員 今は試行期間ですが、そういう対象者はいましたか。

丸田市民課戸籍係長 広域交付の施行期間は、来年2月から開始する予定になります。国から既に通知が来ておりまして、検索対象はテストデータです。実際の戸籍ではなくて、個人情報保護の観点から国が提供するテストデータを使って実施することになっております。

中岡英二委員 戸籍の広域化はすごく便利になると思うんですが、これを取れるのは国内にいる方に限られるのでしょうか。海外に住んでいる方も取れるんですか。

吉村市民課長 戸籍の広域化については、窓口で本人確認をさせていただきます。そのため、窓口でしか取れません。郵送もできませんし、代理人による請求もできません。窓口に来て、本人であることを確認させていただいた場合、他市等に置かれていらっしゃる戸籍も本市で取れますというものです。

奥良秀委員長 暫時休憩いたします。

---

午後 2 時 3 3 分 休憩

---

---

午後 2 時 3 8 分 再開

---

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。ただいま議案第 9 4 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正をする条例の制定につきまして、詳細な資料の提出を依頼しましたので、これから審査内容 2 番、議案第 9 5 号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてに進みたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように進めさせていただきます。では執行部から説明を受けたいと思います。

亀崎保険年金課長 議案第 9 5 号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本改正は、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険料の軽減制度に関するもののほか、所要の改正を行うものです。資料に沿って御説明いたします。委員会資料、「令和 5 年 1 2 月定例会民生福祉常任委員会 保険年金課資料」を御覧ください。（1）改正の内容ですが、出産する被保険者に係る保険料について、産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。子育て世代の負担軽減や少子化対策等の観点を踏まえ、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、創設される保険料軽減制度に関する改正となります。施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日とし、令和 6 年 1 月以後の保険料から適用いたします。（2）対象となる出産は、妊娠 8 5 日以上の出産で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象となります。（3）対象となる産前産後期間は、4 か月、出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定日又は出産日の翌々月までの期間となります。また、多胎妊娠の場合は 6 か月、出産予定日の 3 か月前から対象となります。（4）減額をする保険料は、出産する被保険者に係る年度分の所得割額及び均等割額の 1 2 分の 1 の額に、産前産後期間の月数を乗じて得た額となります。（5）対象者数

及び影響額は、このたびの補正予算の内容となりますが、14人、15万5,000円としています。本軽減制度は、特別会計におきまして、保険料を減額すると同時に、一般会計から繰入れを行うものとなっております。ここでは、国から示された繰入額の算定方法による、対象人数及び算定された金額を記載させていただいております。(6)減額に関する国・県等の負担ですが、減額した額の総額を一般会計から繰り入れます。負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1とされています。その他としまして、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理及びその他所要の改正を行います。説明は以上になります。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀委員長 執行部から説明が終わりました。委員の質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 所得割額と均等割額を減額するということですが、休職期間中で所得割が発生しない場合がありますね。そういったときに、均等割額だけを減額することになると幾らになるんですかね。

亀崎保険年金課長 40歳以上の方は介護分がかかります。まず40歳未満の方は、医療分と後期高齢者支援分ということで、年間3万300円で、軽減される4か月分の額は1万100円となります。そして、40歳以上の方は、医療分と支援分と介護分の三つがありますので、これが年間3万6,600円で、軽減される4か月分の額は1万2,200円となります。

山田伸幸委員 その4分の1が市の負担ということでしょうか。

亀崎保険年金課長 軽減される額の4分の1が市の負担ということになります。

古豊和恵委員 対象者数は14人と書いていますが、これは年間で14人

ということですか。

伊藤保険年金課課長補佐 今回15万5,000円の補正を上げさせていただいております。対象者14人とは、その金額を計算するに当たって用いた対象者数になります。これは令和6年1月1日からスタートする減免制度ですので、1月1日からの金額を予測する際に用いた数字になります。

山田伸幸委員 これは3か月分ということでしょうか。1月、2月、3月分がこの15万5,000円ということでしょうか。

伊藤保険年金課課長補佐 そのとおりです。

奥良秀委員長 その他委員の質疑を求めます。ないようなので、私から質疑します。この14人は、あくまでもこのぐらいという数字であって、これよりも増えたり減ったりする可能性があるということですか。

伊藤保険年金課課長補佐 増える可能性はあろうかと思えます。

奥良秀委員長 その他委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案95号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。続きまして審査内容3番、議案第93号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、執行部から説明を求めます。

亀崎保険年金課長 それでは、議案第93号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について御説明します。このたびの補正は、議案95号で御審査いただきました山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正により創設される、出産被保険者の産前産後期間に係る保険料軽減制度に関連するものです。歳入歳出額は、ともに増減なく、総額は71億8,226万5,000円となります。それでは、歳出から御説明いたします。5、6ページをお願いします。事業費納付金に関する科目となりますが、中段、3款、1項、1目一般被保険者医療給付費分及び下段、同款2項、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後ほど御説明いたします産前産後期間相当分の保険料を減額することにより、歳入における保険料収入が減少しますので、これに伴う財源更正を行っています。続きまして歳入について御説明いたします。同ページの上段、1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険料を15万5,000円減額しています。これは、産前産後保険料軽減制度創設に伴い、保険料収入について、1節医療給付費現年度分11万7,000円、2節後期高齢者支援金分現年度分3万8,000円をそれぞれ減額するものです。続いて、7款、1項、1目一般会計繰入金は、産前産後保険料繰入金を15万5,000円増額しています。これは、先ほど御説明しました産前産後保険料軽減制度に伴い、減少する保険料収入相当額について、国民健康保険法の規定に基づき一般会計から繰入を行うものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしくをお願いします。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第93号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。以上で民生福祉常任委員会を休憩いたします。

---

午後 2 時 5 8 分 休憩

---

---

午後 3 時 3 5 分 再開

---

奥良秀委員長 それでは、休憩を解きまして民生福祉常任委員会を再開いたします。執行部から詳細な資料を頂きましたので、説明をお願いします。

吉村市民課長 お手元に両面コピーの 3 枚の資料をお配りしました。この資料に従って説明させていただきます。1 ページ目は、このたび戸籍制度が利用しやすくなりましたということで、平成 6 年 3 月 1 日に施行すると。2 ページ目に移りますが、それに伴って 3 月 1 日から戸籍謄本等の広域交付が可能となります。それと、戸籍届出等における戸籍証明書等の添付負担の軽減につながりまして、これが今後さらに便利になって、マイナンバーを使つての戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付が省略できます。これが令和 6 年 3 月 1 日から施行されるものになります。細かい説明になるんですが、2 ページ目に戸籍証明書等の広域交付のことを書いています。広域交付とは、本籍地以外の市町村の窓口でも証明書、除籍謄本等が請求できるようになる。本籍地が遠くにある方でもお住まいや勤務地の市町村の窓口で請求できるようになるので、とても便利になるというものでございます。広域交付での戸籍証明書等を請求できる方が次のページの右側に書いています。本人、配偶者、父母、直系尊属と子、孫などの卑属の戸籍謄本を請求できるようになります。御利用に当たつての注意点として、市町村の窓口にお越しになられる必要があります。郵送や代理による請求はできないということです。また、窓口に来られた方の本人確認をしますので、身分証の提示が必要になり

ます。続きまして、令和6年3月1日から戸籍届出等における戸籍証明書等の添付負担の軽減がございます。例えば、新婚旅行先の市区町村の窓口に婚姻届を提出される場合など、本籍地でない市町村の窓口で戸籍の届出を行う場合には戸籍証明書等の添付をお願いしているところがございますが、この添付が原則不要となります。これが戸籍の届出における戸籍証明書等の添付負担の軽減ということになります。続きまして、今後の予定として書いているのが、マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略ということになります。例えば、児童扶養手当等において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーを申請先の行政機関に提示することにより、親子関係等の情報を確認することができるようになりますので、これによって戸籍証明書等の添付が不要となります。そして、戸籍法の改正によって今後どう変わっていくかというのが、次の戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略ということになります。先ほど言われた符号の関係なんですけど、この活用については、どのような手続ができるようになるかは、国において検討中でございます。今、例としてパスポートが挙げっていますが、ほかについては未定であるとお聞きしております。以上です。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 提供用認識番号については、この図のどこにあるのか教えてください。

吉村市民課長 4番になります。戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略のところですか。旅券発行の手続ということで、パスワードを提示すればいいというところが、先ほどの符号の関係になります。

山田伸幸委員 このパスワードは行政機関から発行してもらわなくちゃいけないんですよね。



吉村市民課長 そのようになります。

前田浩司委員 戸籍証明書を他市町で印刷した場合、フォーマットは同じですか。

佐藤市民課課長補佐 戸籍の証明書は、基本的に法務省の標準様式で出力されるので、若干の差異はあるものの、ほぼ似通った形になると思われま

山田伸幸委員 もう一度確認します。提供用認識番号は、パスワードと呼ばれるもので、これはマイナポータルから発行されるんじゃないかと、行政機関から発行されるということでしょうか。

吉村市民課長 法務大臣から発行される番号になります。

山田伸幸委員 それはマイナポータルを通じて発行されるのでしょうか。

吉村市民課長 マイナンバーがキーとなって発行されるということです。

山田伸幸委員 マイナポータルを通じて番号が送られてくるんですか。そういう考え方でいいのでしょうか。

吉村市民課長 マイナポータルに通知されるということになります。

古豊和恵委員 先ほど番号が変わりますと言われました。何か月か有効期間があるということでしたね。（「そうです」と呼ぶ者あり）マイナンバーカードに基づいてその番号が通知されるということは、マイナンバーは変わらないから、パスワードが変わるのが不思議なんです。

吉村市民課長 問合せをしたときの番号が返ってきて、その番号が証明として出る番号となります。マイナンバーカードと同じ番号ではないです。

石田市民部次長 補足させていただきます。識別符号の発行については、本籍地にかかわらず窓口でも取得できますし、マイナンバーカードを持っていれば、マイナポータルからの取得も可能となります。

奥良秀委員長 取り方によって、無料であったり、有料であったりするということですね。

石田市民部次長 識別符号を窓口で取得すれば、戸籍の電子証明書の識別符号の発行に400円かかります。除籍の識別符号の発行ですと700円かかります。

吉村市民課長 山陽小野田市の戸籍は、山陽小野田市のサーバーの中で管理しています。それとは別に法務省が持っている戸籍情報関連システムがあり、広域化によって、そちらに問い合わせると、そちらから情報が来ます。本市の窓口に来られたら、本市が申請してそちらに問い合わせることになります。

石田市民部次長 このたびの戸籍と除籍の電子証明書の提供用識別符号の発行について、もう一度整理させていただきます。申請時に添付が必要でありました戸籍証明書等について、識別符号があれば戸籍の添付が省略できるということが大きな目的です。国から示されている例示は、先ほど御説明しましたパスポートの発行でありまして、その他の識別符号の活用については、まだ示されておりません。識別符号の発行については、本籍地にかかわらず、どこの窓口でも取得できますし、マイナンバーカードを持っておられれば、マイナポータルからの取得も可能となっております。このたびの手数料条例の改正については、それぞれ戸籍、除籍証明書についての識別符号を取得する際の手数料を新たに設けたという内容になります。

中岡英二委員 広域交付で、誰の戸籍証明書等を請求できるかなという表がありますね。母、父、配偶者、本人、子供、孫とありますが、子供や孫など年齢に関係なく戸籍抄本などを取れるんですか。

吉村市民課長 本人確認ができれば取れます。直系のみなので、本人に対して上か下の直系になります。兄弟姉妹は駄目ということです。

中岡英二委員 図に示されている範囲ですね。これは小さいお孫さんが申請しに行っても取れるという意味じゃないんですね。年齢制限はないということですね。

吉村市民課長 年齢制限はございません。この表は、本人と書いてあるところを中心に考えていただいて、御本人が行かれたときに上と下の直系の方のものについては取れますよということです。

吉永美子副委員長 資料から新たな疑問が出たんですが、広域交付制度で利便性が上がるのはとてもいいことだと思うんですが、コンピューター化されていない一部の戸籍、除籍は広域交付の対象から除くということです。こういったケースは山陽小野田市にもあるんでしょうか。

吉村市民課長 これは先ほどお話しした紙戸籍で管理しているものでございます。昔の独特の漢字で、パソコンで印字できないものについては、広域交付に該当しないということです。

吉永美子副委員長 山陽小野田市でもそういうケースがあるということですか。

丸田市民課係長 山陽小野田市では、紙で管理している戸籍が20戸籍程度あります。

奥良秀委員長 その他委員の質疑を求めたいと思いますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）これより、議案第94号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。暫時休憩いたします。

---

午後3時50分 休憩

---

---

午後3時52分 再開

---

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして委員会を再開いたします。先日、閉会中の調査事項につきまして、高齢者福祉バスの件を追加させていただきました。そのほかには特にないでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上をもちまして民生福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午後3時55分 散会

---

令和5年（2023年）12月11日

民生福祉常任委員会 奥 良 秀